

書 答

全国農会組合 福岡縣農会 田 藤 米 錦 氏 宛
決議に基き九州各縣農会に謝辞を呈し、関係各農会に謝状を
送付し、右の條件に同意する旨を要請するの件也

決 議

最近に於ける小作争議の情勢は、ついでに農報によつて、
土地取上げ事件は愈々異常な激増を来し、其の手段方法
として、直接暴力と、更質の手段、禁止明け渡執行とが大部を
占めてゐる。
斯く土地取上げの傾向は、農村事情を無視し、簡單に五入禁止、明
渡執行を許可する裁判所及び直接暴力の取上げを保護助長
し、組合運動に弾壓を及ぼす點を、官憲の態度によつて益々激
化せんとしてゐる。

我が全農は、窮乏のどん底に追いつめられ、ある貧農の最後
の生命線を断つ斯う土地取上げ及び之に伴ふ木判所、官
憲の保護方針に對し、断乎反対し、貧農生存維持のため
土地取上げの徹底的粉砕を期す

右決議す

昭和九年十月廿日

全農 福岡縣農会 會
臨時委員会

関係各農会